

告示

埼玉県告示第二百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー朝霞岡店

埼玉県朝霞市岡二丁目千三百九十八―一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

早朝や夜間における騒音、排気については、特に近隣住民への配慮をお願いします。また、住民説明会の開催をお願いいたします。

二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター